

農 薬 の 基 礎 知 識

1 農薬の定義

農薬は農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）第一条の二に、「農作物等（樹木及び農林産物を含む）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいい、また前記防除のために利用される天敵も農薬とみなす」と定義されている。

2 農薬の登録

農薬取締法第2条第1項に、「農薬製造・輸入者は農林水産大臣の登録を受けなければ農薬の製造・加工・輸入はしてはならない」と規定されている。農薬の登録申請には、申請書、各種試験成績を記載した書類並びに農薬の見本の提出が必要であり、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの検査職員が検査する。

登録に当たっての主な検査項目は、以下のとおりである。

(1) 品質検査

(2) 薬効、薬害検査

(3) 毒性検査

急性毒性試験

刺激性試験

皮膚感作性試験

亜急性毒性試験

長期毒性

生殖発生毒性試験

変異原性試験

(4) 残留性：食品衛生面からの検査

残留性検査〔作物残留性、土壌残留性、水質汚濁性の検査、残留農薬基準・登録保留基準を超えないように使用方法、使用期間、使用回数等を定める〕

(5) 水産動植物に対する毒性検査〔コイ、ミジンコ、藻類等を用いた試験方法を設定し、毒性を評価する〕

(6) その他

蚕、蜜蜂、タバコ、天敵などに対する影響、茶の残臭検査等

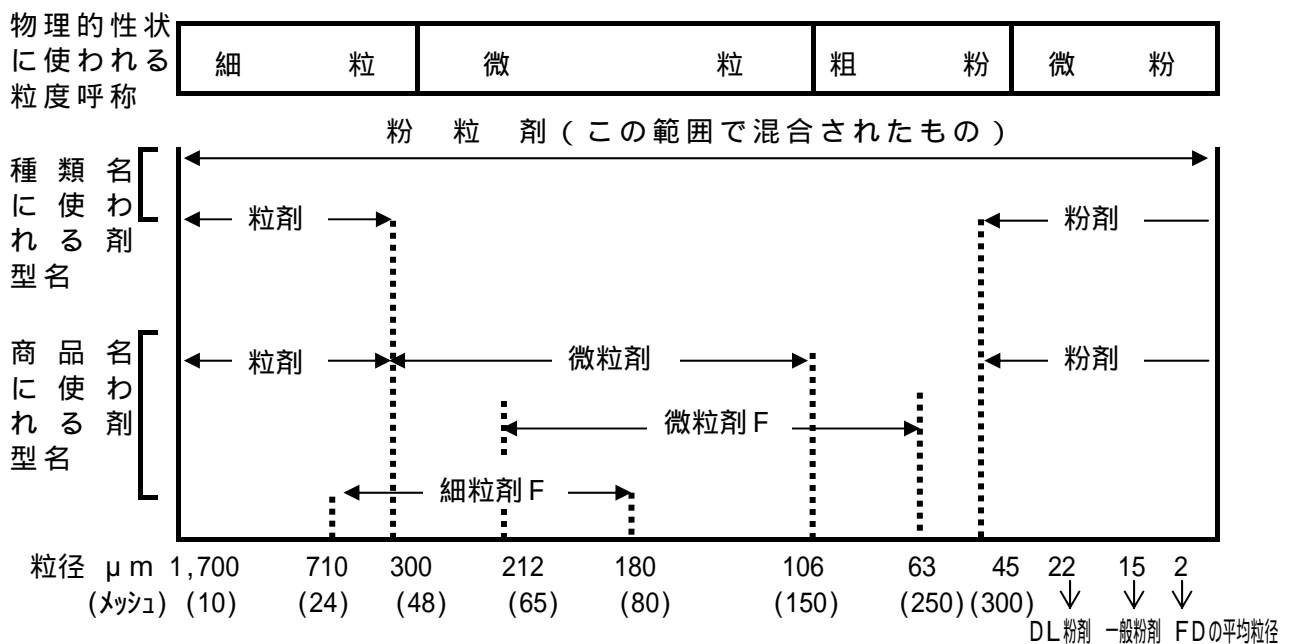
3 農薬の分類

(1) 農薬の使用目的による分類

殺虫剤 殺菌剤 殺虫殺菌剤 除草剤 植物成長調整剤 殺そ
 剤 その他の農薬（農薬肥料、殺菌植物成長調整剤、展着剤、忌避剤、誘引
 剤など）

(2) 剤型の分類

粉剤（DL粉剤） 粒剤 粉粒剤（微粒剤F、細粒剤F） 粉末
 水和剤（ゾル、フロアブル、SC） 水溶剤 乳剤（EW） 液剤
 油剤 エアゾル マイクロカプセル剤 ペースト剤 くん煙剤
 くん蒸剤 塗布剤



第1図 農薬固体製剤の粒径別分類

(3) 有効成分の化学組成による分類

無機化合物 天然化合物 有機合成化合物（抗生物質を含む）
 生物農薬（ウイルス、微生物、天敵）

4 農薬の安全性評価

(1) 毒性試験

ヒトや有用生物に対する毒性を調べるために行われる毒性試験は、短期間に多量の農薬を摂取した場合の毒性（急性毒性）と、長期間に微量の農薬を摂取しつづけた場合の毒性（長期毒性）を試験するものに分けられる。

(2) 残留農薬の毒性評価

農薬の登録申請時に提出される毒性試験成績の結果から、ヒトがその農薬を

一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量（一日摂取許容量，A D I）及びヒトがその農薬を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量（急性参照用量，A R f D）が設定される。

5 農薬の水産動植物への影響

水田で使用される農薬では、作物に散布された農薬が水面に落下し、又は直接水田に施用されることにより、水田水中に農薬の有効成分が溶出する。この多くは分解されやがて消失するが、一部は排水路などに流出し、河川を經由して飲料水として摂取されることも考えられる。また、水田以外の畑地等に使用された農薬による水質汚染も考えられる。

このようなリスクに対応するため、水質汚濁に係る農薬登録保留基準が定められている。基準は、日本人1人当たりの一日の飲水量を2 Lとし、飲料水経由で摂取する日本人1人当たりの農薬の量をA D Iの10%範囲までとされている。

6 販売禁止農薬

販売禁止農薬とは、安全性の問題から農薬取締法によって販売が禁止されている農薬である。販売禁止農薬の使用はできないこととなっている(第8表)。

第1表 販売禁止農薬

| 農薬名 | 用途 | 登録年 | 失効年 | 備考 |
|--------------------|---------------|--------|-------|------------------|
| ガンマBHC | 殺虫剤 | 昭和24年 | 昭和46年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| DDT | 殺虫剤 | 昭和23年 | 昭和46年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| エンドリン | 殺虫剤 | 昭和29年 | 昭和59年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| ディルドリン | 殺虫剤 | 昭和29年 | 昭和59年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| アルドリン | 殺虫剤 | 昭和29年 | 昭和59年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| クロルデン | 殺虫剤 | 昭和25年 | 昭和43年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| ヘプタクロル | 殺虫剤 | 昭和32年 | 昭和50年 | POPs物質、第1種特定化学物 |
| ヘキサクロロベンゼン | 殺菌剤 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| マイレックス | 殺虫剤 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| トキサフェン | 殺虫剤 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| パラチオン | 殺虫剤 | 昭和27年 | 昭和47年 | 急性毒性強 |
| メチルパラチオン | 殺虫剤 | 昭和27年 | 昭和46年 | 急性毒性強 |
| TEPP | 殺虫剤 | 昭和25年 | 昭和44年 | 急性毒性強 |
| 水銀剤 | 殺菌剤 | 昭和23年 | 昭和48年 | 人体への毒性 |
| 砒酸鉛 | 殺虫剤 | 昭和23年 | 昭和53年 | 作物残留性 |
| 2,4,5-T | 除草剤 | 昭和39年 | 昭和50年 | 催奇形性等の疑い |
| CNP | 除草剤 | 昭和40年 | 平成8年 | ダイオキシン含有 |
| PCP | 除草剤・殺菌剤 | 昭和30年 | 平成2年 | ダイオキシン含有 |
| PCNB | 殺菌剤 | 昭和33年 | 平成12年 | ダイオキシン含有 |
| ダイホルタン | 殺菌剤 | 昭和39年 | 平成元年 | ADI設定不可(発ガン性の疑い) |
| プリクトラン | 殺虫剤 | 昭和47年 | 昭和62年 | ADI設定不可(催奇形性の疑い) |
| ケルセン | 殺虫剤 | 昭和31年 | 平成16年 | 第1種特定化学物質 |
| ペンタクロロベンゼン | 農薬、農薬製造時の副生成物 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| アルファ・ヘキサクロロシクロヘキサン | リンデンの副生成物 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| ベータ・ヘキサクロロシクロヘキサン | リンデンの副生成物 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| クロルデコン | 殺虫剤 | 登録実績なし | - | POPs物質、第1種特定化学物 |
| ベンゾエピン | 殺虫剤 | 昭和35年 | 平成22年 | POPs物質 |

(注1) POPs 物質とは、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(通称 POPs 条約、2001年5月採択)で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している。

(注2) 第1種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)において製造、使用、輸入等が規制されている。

7 特定農薬

「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」を農林水産大臣及び環境大臣が「特定農薬」として指定する。病虫害防除の目的で使用できる農薬は、登録を受けた農薬と特定農薬である。なお、農薬登録の必要はないが、販売する場合は都道府県知事へ届出が必要である。

現在、特定農薬に指定された資材は「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解してえられるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」、「天敵」、の5剤である。

8 農薬販売者に関する事項

農薬を販売する者には、取扱う品物の性質上、社会的な責任があり、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法に遵守すべき事項が定められている。

(1) 農薬販売の開始

農薬を販売しようとする者は、各種の申請・届が必要である。また、販売する農薬の種類によっては、一定の資格と施設の設備も必要となる。家庭園芸用農薬も例外ではない。

ア 農薬を販売するには、「農薬販売届」を県知事宛に届出なければならない。

イ 医薬用外毒物、医薬用外劇物に該当する農薬を販売するには、次の2つの手続が必要である。

(ア) 「毒物劇物販売業登録申請書」を県知事宛に提出し、登録を受ける。

(イ) 「毒物劇物取扱責任者設置届」を都道府県知事宛に提出する。（毒物劇物取扱責任者となるには、資格が必要である。）

ウ 危険物に指定された農薬を貯蔵又は取扱うには、貯蔵量によりそれぞれ規制が異なる。

(ア) 消防法に掲げる指定数量未満の危険物の農薬を貯蔵、取扱うには各市町の条例に従い、市町長宛に届出が必要である。（但し、指定数量の1/5未満の場合は、この限りではない。）

(イ) 消防法に掲げる指定数量以上の危険物の農薬を貯蔵、取扱うには市町長の許可を受けた所定の施設（場所）が必要で、その施設には、危険物取扱者を置かなければならない。（危険物取扱者となるには、資格が必要である。）

(2) 農薬を取扱うために必要な諸手続

ア 農薬を販売するための手続

(ア) 「農薬販売届」の届出

販売所のある所在地の都道府県知事宛に、新たに販売を開始する場合はその開始の日までに、販売店を増設した場合は増設した日から2週間以内に、「農薬販売届」（様式第1号）並びに「農薬販売に係る添付書類」（様式第4号）（法人の場合は登記簿謄本の写しを添付）を届出なければならない。本社（店）だけでなく、農薬を販売する支店、店舗など販売所ごとに届出を行う必要がある。（様式は県ホームページにも掲載）

(イ) 変更または廃止の届出

代表者氏名及び住所、販売所(名称及び所在地)に変更があった場合は、2週間以内に「農薬販売変更届」(様式第2号)により届け出なければならない。

廃業または販売所を廃止する場合には、同様に「農薬販売廃止届」(様式第3号)の届出が必要である。

(ウ) 取扱い窓口

販売所の所在地を所轄する振興局の農業企画課又は農業振興普及課。

イ 医薬用外毒物、医薬用外劇物に該当する農薬を販売するための手続

(ア) 「毒物、劇物農業用品目販売業(一般販売業)」の登録申請

各営業所ごとにその店舗の所在地の県知事宛に販売業の申請を行い登録を受ける。

なお、登録は一定の基準を満たすと受けられ、有効期間は6年間である。6年を超えて引続き登録したいときは、その都度、所定の手続が必要である。

営業所を改築、新築または移転するときは、保健所等関係機関に予め相談するとよい。

(イ) 「毒物劇物取扱責任者設置届」

毒物劇物販売業者は、専任の「毒物劇物取扱責任者」を置き、知事宛にその者の氏名を届出なければならない。これは毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止を目的としている。

「毒物劇物取扱責任者」は次のいずれかの資格が必要である。

都道府県知事が行う毒物、劇物取扱者試験に合格した者。(この試験は所轄の県立保健所を窓口として年1回実施している。)

薬剤師

厚生省令で定める学校で応用化学に関する学科を修了した者。

(ウ) 取扱い窓口

営業所の所在地を所轄する県薬務行政室または県立保健所。

ウ 消防法に定められた危険物の農薬を貯蔵または取扱うための手続

農薬には消防法に掲げる危険物も含まれている(別表1)。引火性、発火性農薬を貯蔵または取扱うには次のことを守る必要がある。

(ア) 下記指定数量の1/5以上～指定数量未満の危険物の農薬を貯蔵または取扱う場合

市町の火災予防条例により、所轄の市町長宛に届け出が必要となる。この場合の窓口は、消防本部(消防署)である。

(イ) 指定数量以上の危険物の農薬を貯蔵または取扱う場合

この場合、消防法に定められた貯蔵所及び取扱所を設置し、危険物取扱者を置かなければその取扱いはできない。

危険物施設(場所)は市町長の許可を受けた貯蔵施設でなければならない。許可事務は所轄の消防本部(消防署)で行っている。

危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物取扱者試験に合格し免状の交付を受けている者でなければならない。また、現に危険物の取扱い等に従事している危険物取扱者は、3年に1回法定講習を受講しなければ

ばならない。

〔別表1〕 消防法・危険物指定量（主な農薬等）

| 類別 | 品名 | 指定数量 | 備考 |
|-----|-----------------|--------|---------------------|
| 第1類 | 塩素酸塩類 | 50kg | クロレート、デゾレート、クサトールほか |
| 第3類 | カーバイド | 300kg | |
| 第4類 | 第2石油類 （非水溶性） | 1,000ℓ | 主として乳剤 |
| | 第3石油類 （非水溶性） | 2,000ℓ | マシン油ほか |

品名の異なる2つ以上の危険物を貯蔵し取扱う場合の注意

1つの危険物施設において、品名の異なる2つ以上の危険物を貯蔵し取り扱う場合は、次の算式により算出した数値が1以上になるときは指定数量以上の数量を貯蔵し、または取り扱っているものとみなされる。

〔事例〕 第1類塩素酸塩30kg、第3石油類（マシン油）1000ℓを同時に同一の危険物施設において貯蔵、取り扱う場合

$$\frac{\text{塩素酸塩の貯蔵（取り扱い）数量}30\text{kg}}{\text{塩素酸塩の指定数量}50\text{kg}} + \frac{\text{マシン油の貯蔵（取り扱い）数量}1000\text{ℓ}}{\text{マシン油の指定数量}2000\text{ℓ}} = 1.1$$

(3) 農薬販売者の心得

ア 販売農薬について

（ア）農林水産大臣の登録を受けた農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

（イ）農薬の容器や包装に登録内容（有効成分含有量、使用方法など）の表示（ラベル）がなければならない。

（ウ）最終有効年月を過ぎた農薬は販売しない。

イ 農薬帳簿の備えつけ

（ア）農薬を安全に管理するため、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を完全に記載した帳簿の備え付けが必要である。この帳簿は3年間保存する。

（イ）取扱い品目のうち、水質汚濁性農薬についてはその譲受先、譲渡先の名称を記載しなければならない。

ウ 虚偽宣伝の禁止

販売する農薬の有効成分の含有量、その効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

エ 事故の届出

農薬関係の事故は予測しないときに起こることが少なくない。危被害が拡大しないよう、すみやかに関係機関に通報して、最善の対応をとる必要がある。

オ 毒劇物農薬販売業者の責務

毒物または劇物を販売する際は、農薬が盗難にあたり紛失することを防ぐための必要な措置を講じなければならない、次のことを遵守する必要がある。

(ア) 毒物または劇物を貯蔵または陳列する場所をその他の物とハッキリ区分し、専用のカギのかかるしっかりした施設を設けねばならない。

(イ) 保管運搬に当っては毒物または劇物が飛散したり漏れたりして、保健衛生上危害が生じないように十分注意を払う必要がある。

(ウ) 毒物または劇物の譲渡手続

毒物または劇物を販売する場合は、購入者から所要事項を記載した譲受書を受領したあとでなければならない。譲受書には購入者の印が必要で、5年間保存する。

9 農薬使用者に関する事項

食の安全を確保し、安全な農作物を国民に供給するために、農薬使用者は、登録農薬及び特定農薬(その原材料が農作物等、人畜及び水産動物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬)以外は病虫害防除の目的に使用できないと農薬取締法に定められている。このため、無登録農薬及び販売禁止農薬等を使用することは、違法行為となる。

(1) 農薬使用基準

農薬の適正使用を確保するため、「農薬を使用するものが遵守すべき基準」(以下、「農薬使用基準」)が定められており、農薬使用者は農薬使用基準に違反して農薬を使用してはならない。特に、罰則を科す基準に違反した場合、処罰の対象となる。

ア 罰則を科す基準

(ア) 食用作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合、農薬登録時に定められた

適用作物

単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度

使用時期

使用総回数

について、遵守を義務とする。

(イ) 食用作物への適用がない農薬を食用作物に使用してはならない。

(ウ) 倉庫、コンテナ等密閉された施設において農薬をくん蒸に使用する者(自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く)、航空機(無人ヘリを除く)を利用して農薬を使用する者及びゴルフ場において農薬を使用する者は、使用計画を農林水産大臣に提出することを義務とする。

イ 遵守の努力を要請する基準

(ア) 最終有効年月を越えて農薬を使用しない。

(イ) 航空機を利用して農薬を使用する者及び住宅地等の地域において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じる。

- (ウ) 住宅地及び近接する土地において農薬を使用するときは農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じる。
- (エ) 農薬使用者は、使用した年月日、使用した場所、使用した農作物名、使用した農薬の種類又は名称、使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を帳簿に記載する。
- (オ) 止水を要する農薬を水田で使用する者は、その農薬の流出を防止するための必要な措置を講じる。

止水を要する農薬：ベンチオカーブ又はチオベンカルブ、ACN、プロベナゾール、MIPC又はイソプロカルブ、MCPAエチル、MCPAチオエチル、MCPAナトリウム塩、ピラゾスルフロンエチル、ブタミホス、モリネート、シンメチリン、アニロホス、ペントキサゾン、イナベンフィド、インダノファン、フェントラザミド、ウニコナゾールP、パクロブトラゾール、クミルロン、ベンゾピシクロン、MCPBエチル、IBP、カフェンストロール、シクロスルファミロン、エトベンザニド、クロメプロップ、ベンゾフェナップ、オキサジクロメホン、2,4-PAエチル又は2,4-Dエチル、ピラゾキシフェン、ピラゾレート、ベンフレセート、チフルザミド、アセフェート、ジチオピル、ダイムロン、モノクロトホス、シノスルフロン、エトキシスルフロン、アジムスルフロン、ピロキロン、ナプロアニリド、シメトリン、シハロホップブチル、BPMC、ピリブチカルブ、ブタクローラ、プロモブチド、エスプロカルブ、SAP又はベンスリド、メフェナセット、ハロスルフロンメチル、ピフェノックス、ピリミノバックメチル、ベンスルフロンメチル、ジメタメトリン、ピペロホス、ジメピペレート、メタラキシル、メトミノストロピン、ピリフタリド、シメコナゾール、チアジニル、オキサジアジン、ピリダフェンチオン、キャプタン、ダイアジノンを含む製剤(67成分)

- (カ) 被覆を要する農薬を使用する者は、農薬を使用した土壌からその農薬が揮散することを防止のため必要な措置を講じる。

被覆を要する農薬：クロルピクリンを含む製剤及び臭化メチルを含む製剤

10 ゴルフ場事業者に関する事項

ゴルフ場事業者は、県で定めている「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」等を踏まえ、適正な農薬使用に努める必要がある。

(1) ゴルフ場事業者の遵守事項

ア 使用農薬の選定

使用する農薬は、登録を受けたものを使用する。使用の際には、県安全防除指針等に基づき、薬剤の特性、防除効果、周辺環境に与える影響などを考慮して農薬を選定する。

イ 農薬表示事項の遵守並びに危被害の防止

ラベルに記載してある適用作物、適用病害虫、使用方法、使用上の注意事項等を遵守し使用する。農薬を使用する際は、地形、気象、周辺水利条件な

どの環境条件に考慮する。特に、降雨、強風など散布に適さない状況下では、散布作業は行わない。

ウ 農薬の購入・保管管理

農薬取締法に基づく適正な事業者から農薬を購入する。購入後は、鍵のかかる場所に保管するなどして、適切に管理する。

エ 農薬使用管理責任者の専任とその職務

農薬の使用及び管理上の責任者として農薬使用管理責任者を専任し、防除計画の立案、作業日誌、農薬受払簿の作成・記録を行う。

オ 農薬使用計画及び使用実績の報告

年間の防除計画は国へ、使用実績は県へ報告する。

カ 水質の監視及び保全

定期的に、ゴルフ場外への排水口、調整池などの適切な場所における水質の農薬濃度について公的機関で検査する。

キ 記録等の保管

防除計画、使用実績、水質調査結果等は少なくとも3年間保管する。

ク 農薬取扱者の資質の向上

農薬取扱者に対して、研修会等に積極的に参加させる。

11 防除業者等に関する事項

改正農薬取締法上、「防除業者」は削除されたが、下記の事業を営む者は、農薬取締法に基づき農林水産大臣(地方農政局)に計画書を提出する必要がある。

(1) 手続き

ア 計画書を提出する必要がある農薬使用者

倉庫内、コンテナ内、船倉内、天幕内その他密閉された施設内における農薬によるくん蒸

航空機を利用して行う農薬の散布(無人ヘリコプターは含まれない。)

ゴルフ場における農薬の散布

イ 毎年度、使用しようとする最初の日までに、氏名、住所、当該年度の農薬使用計画を記載した使用計画を農林水産大臣に提出することを義務とする。

(2) 注意事項

ア 使用する農薬は、登録された農薬を使用する。

イ ラベルに記載してある適用作物、使用方法等を遵守して、適切に使用する。

ウ 散布者、周辺住民、家畜、養蜂、魚介類、環境等に農薬による危被害が生じないように注意する。

エ 農薬の受払簿等を整備するなどして、農薬の適正保管に努める。

農薬販売届出先及び問い合わせ先

届出先：下記の各振興局長

問合せ先：各振興局（下記の表）並びに県庁農林部農業経営課（〒850-8570

長崎市江戸町2-13 TEL 代表 095(824)1111）

| 販売所の所在地 (届出先の管轄区域) | 届出先住所 |
|---|--|
| 長崎市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚 町、波佐見町 | 県央振興局農林部農業企画課 〒854-0071 諫早市永昌東町25-8 TEL 0957(22)0389（直通） |
| 島原市、雲仙市、南島原市 | 島原振興局農林水産部農業企画課 〒855-0835 島原市西八幡町8509-2 TEL 0957(62)3610（直通） |
| 佐世保市、平戸市、松浦市、小値 賀町、佐々町 | 県北振興局農林部農業企画課 〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80 TEL 0956(41)2033（直通） |
| 五島市、新上五島町 | 五島振興局農林水産部農業企画課 〒853-8501 五島市福江町1-1 TEL 0959(72)5115（直通） |
| 壱岐市 | 壱岐振興局農林水産部農業企画課 〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7 TEL 0920(45)3038（直通） |
| 対馬市 | 対馬振興局農林水産部農業振興普及課 〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224 TEL 0920(52)4011（直通） |

農林水産大臣への届出は、下記にお問い合わせ下さい。

農林水産省 九州農政局 安全管理課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1（熊本地方合同庁舎内）

TEL 096(211)9141

(様式第1号)

農薬販売届

平成 年 月 日

長崎県 振興局長 様

〒

住所

TEL

氏名

印

農薬取締法第8条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所名

〒

所在地

TEL

2. 卸売り及び小売の別

3. 添付資料

整理番号

号

農薬販売届を受理したことを証明する。

平成 年 月 日

長崎県 振興局長

(様式第2号)

農薬販売変更届

平成 年 月 日

長崎県 振興局長 様

住所 〒

TEL

氏名

印

農薬取締法第8条第2項の規定に基づき下記のとおり届出ます。

記

| 届出事項 | | 新 | 旧 |
|----------------------------|---------------------|---|---|
| 1 代 表 者 | 〒 住 所 (TEL) | | |
| | 氏 名 | | |
| 2 当 該 販 売 所 | 販売所名 | | |
| | 〒 所 在 地 (TEL) | | |
| 3 卸売業及び 小売業の別 | | | |

4 添付資料

| | |
|-------------------------|---|
| 整理番号 | 号 |
| 上記の農薬販売変更届を受理したことを証明する。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 長崎県 振興局長 | |

(様式第3号)

農薬販売廃止届

長崎県 振興局長 様

平成 年 月 日

〒

住所

TEL

氏名

印

下記のとおり農薬販売を廃止したので届け出ます

記

1 廃止した年月日 平成 年 月 日

2 販売所名
〒

所在地

TEL

整理番号 号

上記の農薬販売廃止届を受理したことを証明する。

平成 年 月 日

長崎県 振興局長

様式第 4 号

農薬販売届出書に係る添付資料

平成 年 月 日

- 1 . 販 売 所 名
- 2 . 農薬のおおよその年間取扱金額
- 3 . 事 業 内 容 (他 の 資 材 の 取 扱 状 況)
- 4 . 営 業 区 域 及 び 従 業 員 数
- 5 . 毒物及び劇物農薬取扱の有無
- 6 . 法人等における届出者の位置
- 7 . 農薬販売に関わる本店、支店、出張所等の名称及び所在地
- 8 . 農薬仕入れ先・住所
- 9 . 主な取扱農薬(該当するものを で囲む)
a , 農業用一般 b , 家庭園芸用
- 1 0 . 販 売 開 始 年 月 日
- 1 1 . 所 在 地 略 図

